

## 地区計画区域内の行為の届出を郵送で受け付けます(お知らせ)

本市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、「地区計画区域内の行為の届出書(変更届出書)」について、郵送により受付等の手続きを行うこととしましたので、お知らせいたします。

なお、これまで通り窓口での受け付けも行っております。お急ぎの場合は、直接窓口にて手続きをお願いいたします。

### ■郵送での届出について

1. 届出書類一式を信書の送付に対応した方法により下記の提出先宛てに郵送してください。(追跡サービスなどで到達が確認できる方法での郵送をお勧めします。)
2. 届出書類が提出先(担当課)に到着した日が受付日となります。届出は、**工事に着手する日の30日前までに到着**するように余裕をもって発送してください。
3. 届出書類に不足等がある場合は追加で郵送いただくことになります。また、書類等に指摘事項等がある場合は、電子メールかFAXで予め指摘内容の修正の確認を受けた後、修正版(差替え)の書類等を郵送してください。
4. 適合通知書の交付を郵送でご希望の場合は、送料分の切手を貼った返信用封筒等(信書の送付に対応したもので、届出者または代理者の住所・会社名・氏名等が記入されたもの)を同封してください。(同封が無い場合は窓口での受け取りとなります。)  
なお、地区計画区域内の行為の届出書の必要提出部数は1部となっておりますが、届出書を2部提出され審査後1部についての返却を郵送でご希望の場合は、返送する届出書のサイズに対応した送料分の切手を貼った返信用封筒等(信書の送付に対応したもので、届出者または代理者の住所・会社名・氏名等が記入されたもの)を同封してください。適合通知書と合わせて郵送いたします。
5. 手続きにおける郵送に係るすべての費用は届出をされる方の負担となります。また、郵送時の事故等に関して本市は責任を負いませんので、ご了承ください。

### ■提出先

行為を行おうとする土地の所在する区の「区役所 街並み形成課 地区計画届出担当」あて

青葉区役所 〒980-8701 青葉区上杉一丁目 5-1	電話:022-225-7211 (代表)
宮城野区役所 〒983-8601 宮城野区五輪二丁目 12-35	:022-291-2111 (代表)
若林区役所 〒984-8601 若林区保春院前丁 3-1	:022-282-1111 (代表)
太白区役所 〒982-8601 太白区長町南三丁目 1-15	:022-247-1111 (代表)
泉区役所 〒981-3189 泉区泉中央二丁目 1-1	:022-372-3111 (代表)

### ■届出書類

仙台市ホームページをご確認ください。

